

参考様式第2号
(様式第11号)

提出日: 令和 年 月 日

化学肥料低減計画書

取組実施者名
代表者氏名

殿

作付概要

秋用肥料	春用肥料

注: 該当するものに○を付けること

作物名	作付面積 (ha)
その他	
計	

国事業	県事業

注: 申請するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)

住 所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ(県事業は3つ)以上必要です。そのうち 1つ 以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。
3. タの取組(有機農産物の生産等)に「○」があれば、他の取組に「○」がなくても構いません。(国、県事業共通)

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
タ 有機農産物、特別栽培農産物の生産に取り組んでいる、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている等、全作付面積の半分以上を占める作物又はこれに準ずる作物群のうち2品目以上で化学肥料の3割低減を大幅に超える取り組みが行われていることを証明できる。		

※裏面の記載事項を確認すること

添付書類について

(1)申請する肥料代金等を証明できる書類

①注文票

秋用肥料「令和4年6月～10月」、春用肥料「令和4年11月～令和5年5月」
(県事業での期間の終期は別途通知する。)に発注したことを証明する書類

②領収書(又は請求書)

肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)、
又は支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)の写し

③注文によらず購入した肥料については、上記の期間(秋用肥料、
春用肥料の期間)に購入したことが分かるレシート(領収書等)

※①～③の書類が複数セットになる場合は、別添(肥料注文一覧表)に取りまとめて
上記の書類と一緒に提出すること

※今回対象となる肥料(肥料法に基づく肥料)以外の資材費等が上記の①～③の
伝票類に混在している場合は、販売店に確認し、どれが対象肥料か分かるように
マーカー等で印をつけること

※販売店等で発行した販売証明書等(注文時期、肥料の種類、数量、購入費等が
分かるもの)を添付する場合は、上記の①～③の書類は提出不要

※①～③の書類は、肥料の種類、数量、購入費がわかるものに限る

(2)誓約・同意書

※チェック欄にチェックをつけ、内容を確認後、署名(自署)して提出すること。

(3)「タ」の取組メニューを選択した場合は、その内容を証明できる書類

①有機農産物の生産に取り組んでいる場合(有機農産物認証書等)

②特別栽培農産物の生産に取り組んでいる場合

(特別栽培農産物の表示ガイドラインに基づいた表示を行い販売していることを
証明する書類(表示をした農産物を販売している写真等))

③環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいる場合

(市町村に提出する活動計画書(共通様式第3号)、実績報告書(様式第12号)等)

※①～③のいずれも今回申請する肥料を利用する作物について、
全作付面積の半分以上を占める作物又は、これに準ずる作物群のうち2品目以上で
化学肥料の3割低減を大幅に超える取り組みが行われている必要有り

その他

○国事業とは肥料価格高騰対策事業、
県事業とはおかやまグリーン農業緊急推進事業のうち肥料価格高騰県補填事業を指す

誓約・同意書

私は記載事項を確認し、内容について誓約・同意します。

※下記の項目について□にチェックすること。

私が、本申請を行った肥料及びその内容について以下のとおりです。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用し、他の農業者等へ転売するなどの行為は行いません。

各市町村に本申請に係る支援金との調整が必要な補助金の申請の有無及び申請内容について取組実施者又は事業実施主体が照会をかけることについて同意します。

既に市町村から補助金を受領している又は受領予定がある場合は、以下に記載ください。

★受領(予定)先市町村名

{ }

チ
い
ず
れ
か
に

大口購入に対する奨励金等の金品は受領していません。

大口購入に対する奨励金等の金品を受領している、又はその予定があります。

★受領(予定)先肥料販売店名

{ }

チ
い
ず
れ
か
に

申請先は貴取組実施者のみで、別の取組実施者への申請はありません。

下記の取組実施者へも申請を行いました(又は今後行う予定です)が、同一肥料の重複申請はいたしません。

★別途申請を行った(行う予定の)取組実施者名

{ }
{ }
{ }

↑ 全部で4つチェックがついているかを確認

以下の1～7の内容について誓約・同意する	チェック欄	
<p>1 私は農産物を販売する農業者です。</p> <p>2 本事業に係る報告や立入調査について、貴取組実施者・事業実施主体・県・地方農政局等から求められた場合に応じます。</p> <p>3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、貴取組実施者・事業実施主体・県・地方農政局等から求められた場合は提出します。</p> <p>4 以下の場合には、支援金を全部又はその一部を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書の取組を実施していないことが判明した場合 ウ 大口奨励金、市町村補助金等の受領により、申請時から支援金額が変更した場合</p> <p>5 今後の事業実施状況の報告、中間報告、評価報告に備えて、令和4年度から5年度に取り組む化学肥料低減の取組を確認できる書類（土壌診断結果、施肥設計書、肥料の購入伝票、作業時の写真等）を整理して保管します。</p> <p>6 本申請にかかる個人情報について、支援金の交付のための事務に使用する場合に限り、関係者へ提供を認めます。</p> <p>7 振込手数料の取り扱いについては、貴取組実施者の方針に従います。</p> <p>(注)誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄にチェックすること</p>	<p style="text-align: center;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">必ずチェック入れる</div>	

※チェック欄にチェックし、誓約・同意事項を確認した上で署名してください。

氏名(自署)

肥料注文一覧表

秋用肥料	春用肥料

注: 該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名) _____

国事業	県事業

注: 申請するものに○を付けること

住 所 _____

電話番号 _____

伝票番号	購入先	税込金額(円)	ア 注文時期の確認書類等 (添付した書類に「○」)		イ 請求書又は領収書等 (添付した書類に「○」)		備考
			注文票	当用買い等のため 注文票無	請求書	領収書	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
①小 計							
②大口奨励金等							
③合計(①-②)							

★裏面の注意事項もよく読んでください

(注意事項)よく読んでください

- 1 別途肥料販売店が発行した販売証明書等(注文時期、肥料の種類、数量、購入費等が分かるもの)を添付した場合は、本様式の提出は不要。
- 2 本書類は参加農業者が作成し、注文票、領収書又は請求書等を添付して化学肥料低減計画書(参考様式第2号(様式第11号))に添付して提出すること。
- 3 添付する注文票、領収書又は請求書等には、右上に氏名と通し番号を付し、本表左端の列の伝票番号と一致させること。
- 4 堆肥などの散布費は販売金額から控除すること。
- 5 大口購入による奨励金等を受けている場合は、控除が必要なので、②へ金額を記載すること。
なお、既に奨励金等を控除した額を各列の税込金額に記載している場合は、②の欄に記載の必要無し。
- 6 市町村等からの当該肥料に係る補助金等を受ける(または今後受ける予定がある)場合は、各補助金の担当部署に事前に確認するとともに、添付資料のチェック欄で申告すること。
- 7 国事業とは肥料価格高騰対策事業、
県事業とはおかやまグリーン農業緊急推進事業のうち肥料価格高騰県補填事業のことである。
- 8 国事業での秋肥の対象期間は令和4年6月1日～10月31日、
春肥の対象期間は令和4年11月1日～令和5年5月31日、
県事業での秋肥の対象期間は令和4年6月1日～10月31日、
春肥の対象期間は令和4年11月1日～とし、
県事業での春肥の終期は別途通知する。
- 9 適宜行を追加し、表中に十分記載できない場合には、別紙で提出すること。